

第十七号議案

物品の買入れについて

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

物品の買入れについて
左記のとおり物品を買い入れる。

記

- 一 買入れの目的 学校教育用
- 二 物 品 プロジェクター
- 三 数 量 八四台
- 四 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十
七条の二第一項第八号の規定による随意契約
- 五 契 約 金 額 金七千七百一十二千円
- 六 契約の相手方 江戸川区小松川三丁目二番一―三〇二号
佐々木電気株式会社
代表取締役 佐々木 重 行

（説明）

江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十一年四月江戸川区条例第十三号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

買入概要

物品の概要及び納入場所

品名等	数量	納入場所等
プロジェクター (電子黒板機能及び取付金具並びに設置を含む。)	八四台	松江第四中学校一五台 松江第六中学校九台 葛西第二中学校一二台 松江第五中学校一四台 二之江中学校一五台 葛西第三中学校一九台